**平成２８年（フ）第２５号**
愛媛県今治市宮ヶ崎甲712番地29
破産者　藤田　浩一
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所今治支部

**平成２８年（フ）第１２７号**
大分県豊後大野市犬飼町久原202番地３
破産者　佐藤　　宏
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

**平成２７年（フ）第５２号**
鹿児島県奄美市名瀬朝仁新町13番地16（泉アパート102号）
破産者　才　　嘉宏
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所名瀬支部

**平成２８年（フ）第９９号**
鹿児島県姶良市脇元1957番地　重富ビル201号
破産者　久志　美穂（旧姓田元）
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所加治木支部破産係

**平成２８年（フ）第２６９号**
山梨県北杜市長坂町富岡2819番地17
破産者　藤橋　良雄
1　決定年月日　平成29年２月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

**平成２８年（フ）第１３１５号**
埼玉県川口市朝日２丁目15番５号　ルームス101号、旧住所東京都板橋区高島平１丁目77番11―506号　クレヴィスタ板橋西台
破産者　小林　一広
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第１３５７号**
さいたま市桜区大字五関209番地４　アーバンハイツⅡ203
破産者　森　　善廣
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２８年（フ）第２６０号**
大阪府和泉市小野町23番地の23
破産者　寺岡亜衣里
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第３０６号**
大阪府泉南郡熊取町長池１番７―403号
破産者　倉　　尚利
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第５０２号**
大阪府泉佐野市日根野4288番地の１―302
破産者　北尾　伸一
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第５２４号**
大阪府貝塚市王子892番地２棟101号
破産者　升田　里加
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第５２９号**
大阪府泉大津市松之浜町２丁目26番23号、住民票上の住所大阪府大東市北条１丁目17番15号
破産者　山田　幸次
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第５３８号**
大阪府泉大津市田中町６番14―403号
破産者　河野　玲子
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

**平成２８年（フ）第１５０号**
福岡県久留米市宮ノ陣４丁目43番48―102号、前住所佐賀県鳥栖市今泉町2431番地４　ピュアネス今泉Ⅲ201
破産者　徳永三重子
1　決定年月日　平成29年２月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

**平成２８年（フ）第１４２９号**
東京都足立区竹の塚５丁目27番１―502号
破産者　笹原　　聡
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１６３３号**
札幌市豊平区豊平３条３丁目１―31　リージェント33―101号
破産者　石川　知代
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１８１８号**
札幌市東区北39条東10丁目２番22号
破産者　澤住　捷勃
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第１８１９号**
札幌市東区北39条東10丁目２番22号
破産者　澤住　敏子
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２４号**
群馬県沼田市下久屋町972番地19　パラディハイツ１－Ｂ号
破産者　丸山けさ子
1　決定年月日　平成29年２月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係